

浜松市公共事業評価実施要綱都市整備部細目

第1条 目的

「浜松市公共事業評価実施要綱都市整備部細目」(以下「要綱細目」という。)は、「浜松市公共事業評価実施要綱」(以下「要綱」という。)に基づき実施する評価について、要綱の補完をするものである。

第2条 評価の対象事業

要綱第3条第1号で定める事業は、別表-1で示すものとする。ただし、以下の各号に掲げるものを除く。

- (1) 維持保全事業(施設を維持するために保守点検を実施し、経常修繕(経常的に必要となる修繕)、計画修繕(修繕周期等に基づき計画的に実施すべき修繕)等を実施するもの)
- (2) 総事業費2,000万円未満の事業

第3条 事業単位の取り方

原則として事業採択を行う際の「箇所」を1つの事業単位とするが、複数の箇所が一体となって効果を発揮する「地区等」については、それらをまとめて1つの事業単位として評価を行うことができるものとする。また、1つの「箇所」を複数の「区間等」に分けて事業採択する場合は、その各々を1つの事業単位とすることができるものとする。さらに、「計画」を1つの事業単位とすることができる。

第4条 評価の時期等

- 1 要綱第4条第2項第1号のただし書に定める事業は、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」の対象事業を除き、浜松市都市整備部公共事業評価審査会(以下、「部審査会」という)において事業採択後または再評価実施後5年を経過した年で再評価の実施が不要と判断された事業とする。
- 2 部審査会は、前項に掲げる再評価実施の必要性を判断するために、以下の項目により事業が順調に進展しているかを確認する。

項目	評価項目
関連計画、関連事業及び関連技術の状況	上位計画等の変更の有無
	関連事業の状況
	技術の進展に伴う新たなコスト縮減の可能性等
事業の進捗	事業の進捗率
	今後の事業の見通し等
地元情勢	事業に係る地権者及び周辺住民の事業に対する理解・協力の状況等
資金計画	保留地・保留床処分等の見通し

3 事業所管課は、前項に掲げる項目の公共事業再評価検討調書（別添様式1）を参考に作成し、必要に応じてその他の調書、資料等を追加できるものとする。

4 要綱第4条第3項第1号で定める事業完了は、別表-2で示すものとする。

第5条 評価の実施方法

1 要綱第6条第5項で定める評価の手法は、各事業の所管課が、個別事業の特性に応じて設定できるものとする。

2 要綱第6条第6項で定める評価の視点および項目は、以下に掲げるものとする。ただし、整備計画等の評価においては、各事業の所管課が計画の特性に応じて設定できるものとする。

評価区分	評価視点	評価項目
事前評価	事業の必要性	上位計画との整合
		緊急性
	事業の効果	定量的効果（費用便益分析等）
		定性的効果
	事業の実行性	地元の合意形成
環境への配慮		
景観への影響		
供用後の管理・運営方針		
事業または目的の妥当性	代替案の比較検討結果	
再評価	事業の進捗状況	執行額
		事業進捗状況
		完了予定年度
		地元情勢
	事業を巡る社会経済情勢の変化	社会経済状況
		上位計画の変更の有無及びその程度 関連する他事業の進捗状況
事業採択時の費用対効果 分析要因の変化	費用対効果分析の結果	
コスト縮減や代替案立案 等の可能性	コスト縮減方針	
	代替案等の検討	
事後評価	事業効果等の発現状況	定量的効果（費用便益分析等）
		定性的効果
	改善措置等の検討	今後の事後評価の必要性
改善措置の必要性		
同種事業へのフィードバック	同種事業の計画・調査のあり方や反映すべき取組	

- 3 事業所管課は、前項に掲げる評価区分の個別公共事業評価調書（別添様式2～4）を参考に作成し、必要に応じてその他の調書、資料等を追加できるものとする。ただし、国庫補助事業等の実施のために作成される整備計画等については、要綱第6条第7項第1号で定める、別記様式を参考に作成するものとする。

附則

- 1 この要綱細目は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 浜松市都市整備部公共事業事前評価実施要綱細目は廃止する。
- 3 浜松市都市整備部公共事業事後評価実施要綱細目は廃止する。
- 4 浜松市公共事業再評価実施要綱都市整備部細目は廃止する。

事業種別部審査会対象事業

事業名／計画名	対象事業
社会資本総合整備計画	全て
都市再生整備計画	全て
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づく事業のうち、市施行又は市が補助を行うもの
市街地再開発事業	都市再開発法に基づく事業のうち、市施行又は市が補助を行うもの
優良建築物等整備事業	優良建築物等整備事業制度要綱に基づく事業のうち、市が補助を行うもの
公園等事業	都市計画法に基づく事業
市営住宅整備事業	公営住宅法、住宅地区改良法又は都市再開発法に基づく事業
上記以外の事業	部審査会において、審査が必要と判断した事業

事業種別事業完了

事業名	事業完了の定義
土地区画整理事業	原則として換地処分が行われた時点
市街地再開発事業	原則として全ての工事が完了した時点
優良建築物等整備事業	原則として全ての工事が完了した時点
公園等事業	原則として計画区域全体において、都市公園法第2条の2に基づく供用開始の公告が行われた時点
市営住宅整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点

公共事業再評価検討調書

担当部課名 _____

事業名								
地区名				市町村名				
事業概要	【事業目的及び主な事業内容】 (1) 事業目的 (2) 主な事業内容							
	事業実施期間	年度 ～ 年度	事業(補助)採択	年度	用地着手	年度	工事着手	年度
	事業費	当初総事業費 (百万円)			投資実績 (百万円)			
		補助事業等名称	国費	県費	市費	国費	県費	市費
A 関連計画、 関連事業及び 関連技術の状況	①上位計画等の変更の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 変更有の場合 (上位計画名称と変更の内容 :)							
	②関連事業の状況							
	③技術の進展に伴う新たなコスト削減の可能性等							
	④その他特記事項							

B 事業の進捗	①事業の進捗率	
	②今後の事業の見通し等	
	③その他特記事項	
C 地元情勢	①事業に係る地権者及び周辺住民の事業に対する理解・協力の状況等	
	②その他特記事項	
D 資金計画	①保留地、保留床処分等の見通し	
	②その他特記事項	
懸案事項		
事業所見課の		
対応方針(案)	<input type="checkbox"/> : 再評価を実施すべきである。 <input type="checkbox"/> : 下記の改善がなされたのち再評価を実施すべきである。 <input type="checkbox"/> : 現段階では再評価を実施すべきではない。	
	<div style="text-align: right;">部審査会判定日： 年 月 日</div> 【理由等記述欄】	

※グレー着色部分は、部審査会にて記入。

個別公共事業評価調書 (事前評価)

担当部課名 _____

事業名								
地区名		市町村名						
事業概要	【事業目的及び主な事業内容】							
	(1) 事業目的							
	(2) 主な事業内容							
	事業計画期間(予定)	年度～年度	事業(補助)採択(予定)	年度	用地着手(予定)	年度	工事着手(予定)	年度
	事業費	総事業費 (百万円)						
うち、国庫等支出金・各種負担金(歳入)		交付金等の名称	金額 (百万円)					
			国費	県費	市費			
供用後、更新時までには掛かる想定維持管理費								
A 事業の必要性	①上位計画との整合		<input type="checkbox"/> : 上位計画の政策目的と整合している。 (上位計画名称と整合の概要 :)					
	②緊急性							
	③その他特記事項							
B 事業の効果	①定量的効果							
	②定性的効果							
	③その他特記事項							

C 事業の実行性	①地元の合意形成	
	②環境への影響	<input type="checkbox"/> : 環境への影響に配慮している。 [] <input type="checkbox"/> : 環境アセス等必要な事務手続きを遅滞なく行っている。
	③景観への影響	<input type="checkbox"/> : 景観への影響に配慮している。 [] <input type="checkbox"/> : 国・県等の景観基準等を満たしている。
	④供用後の管理・運営方針	<input type="checkbox"/> : 供用後の管理・運営について方針が決定しており、関係部局と調整が取れている。 []
	⑤その他特記事項	<input type="checkbox"/> : 周辺の事業（他課・民間）や法規制（開発許可）等との調整が取れている。 []
D 事業または目的の妥当性	①代替案の比較検討結果	
	②その他特記事項	
懸案事項		
対応方針（案）	<input type="checkbox"/> : 事業を実施すべきである。 <input type="checkbox"/> : 下記の改善がなされたのち事業を実施すべきである。 <input type="checkbox"/> : 現段階では事業を実施すべきではない。	部審査会判定日： 年 月 日
	【理由等記述欄】	
	<input type="checkbox"/> : 当該事業を副市長レビューへ提出する。 <input type="checkbox"/> : 部審査会は、必要に応じて、浜松市公共事業評価委員会設置要綱に基づく公共事業評価委員会の開催を求めることができる。(要綱第5条の2)。	

※グレー着色部分は、部審査会にて記入。

個別公共事業評価調書 (再評価)

担当部課名 _____

事業名	地区名		市町村名					
事業概要	【事業目的及び主な事業内容】							
	(1) 事業目的							
	(2) 主な事業内容							
	事業計画期間	年度 ～ 年度	事業(補助)採択	年度	用地着手	年度	工事着手	年度
事業費	当初計画	年度別投資実績・投資計画 (百万円)						
	事業費 (百万円)	年度 ～ 年度	年度	年度 (評価年度)	年度	年度 ～ 年度	計	
A 事業の進捗状況	①執行額							
	②事業推進状況							
	③完了予定年度							
	④地元情勢							
	⑤その他特記事項							

B 事業を巡る社会経済情勢の変化	① 会経済状況	
	②上位計画の変更の有無及びその程度	
	③関連する他事業の進捗状況	
	④その他特記事項	
C 事業採択時の費用対効果分析要因の変化	① 用対効果分析の結果	
	②その他特記事項	
D コスト縮減や代替案立案等の可能性	① スト縮減方針	
	②代替案等の検討	
	③その他特記事項	
対応方針 (案)	<p style="text-align: right;">部審査会判定日： 年 月 日</p> <p>対応方針 事業継続・見直し継続・休止・中止 (いずれかを○で囲む)</p> <p>【理由等記述欄】</p> <p>【 】: 部審査会は、必要に応じて、浜松市公共事業評価委員会設置要綱に基づく公共事業評価委員会の開催を求めることができる。(要綱第5条の2)。</p>	

個別公共事業評価調書 (事後評価)

担当部課名 _____

事業名								
地区名				市町村名				
事業概要	【事業目的及び主な事業内容】							
	(1) 事業目的							
	(2) 主な事業内容							
	事業実施期間	年度～ 年度	事業(補助)採択	年度	工事着手	年度	事業完了	年度
	事業費	当初総事業費 (百万円)			投資実績 (百万円)			
うち、国庫等支出金・各種負担金(歳入)		交付金等の名称		金額(百万円)				
				国費	県費	市費		
A 事業効果等の発現状況	① 量的効果 (費用便益分析等)							
	② 定性的効果							
	③ その他特記事項							
B 改善措置等の検討	① 今後の事後評価の必要性							
	② 改善措置の必要性							

